法第３１条（浄化槽）

蒸発槽を連結した浄化槽

浄化槽で汚物処理を行ったのち、処理水を蒸発槽に排出し、それをろ過し、さらに毛細管作用で砂から土壌中を上昇させて地表から空気中に蒸発させる装置（以下「蒸発槽」という。）については、次のとおり扱う。

① 法第３１条第２項に規定する「公共下水道以外に放流」には、蒸発（強制気化装置を併設したもの以外の自然蒸発に限る。）は該当しないものとすること。

② 蒸発槽の能力担保のため、この装置を連結する浄化槽は建設省告示第１２９２号に適合するものであること。

③ 設置にあたっては、事前に所轄環境部局と協議すること。